

長岡市大杉公園管理基準

A 施設の管理業務

1 留意事項

- (1) 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に維持管理する。
- (2) 日常の定期的な施設の点検と補修・修繕、清掃などの保守管理を適切に行う。
- (3) 設備の故障等、緊急時においても迅速に対応できる体制を確保する。
- (4) 小規模な補修等においても、施設利用者等の安全確保に万全を期する。

2 管理の水準

(1) 園内の清掃

- ① 園内のゴミ拾いを行い、きれいな状態を保つとともに、ごみ箱のゴミは園外に適正に処理し散乱を防止する。
- ② 灰皿のタバコの吸殻は、適切な方法と頻度で回収清掃し、常にきれいに掃除をしておく。
- ③ 屋外トイレは、適切な方法や頻度で清掃し清潔に保つとともに、排水の詰まり等はすぐに対処する。また、常時ペーパーがあるように補充することとし、特に休日や祝日の連続するときには注意する。
- ④ 作業中は利用者の利便性に配慮する。

(2) 大杉会館の清掃

- ① 床、畳の清掃、窓ガラスや照明器具等の清掃を適切な方法や頻度で実施し、建物を良好な状態で維持する。
- ② トイレは、適切な方法や頻度で清掃し清潔に保つとともに、排水の詰まり等はすぐに対処する。また、常時ペーパーがあるように補充することとし、特に休日や祝日の連続するときには注意する。
- ③ 作業中は利用者の利便性に配慮する。

(3) 排水設備の清掃

- ① U字溝、排水マス等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去する。

(4) 遊具点検

- ① 日常点検のほか、目視による点検を月1回以上行う。
- ② 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)」及び「遊具の安全に関する基準案(日本公園施設業協会)」に基づき、専門業者による定期点検を年1回実施し、点検結果に係る対応について、速やかに市と協議する。

(5) 池の清掃

- ① 水面のゴミや落葉等を網等で随時除去する。
- ② 1年に1回、池の水を抜き水槽内の掃除をする。

(6) 電気設備の保守

- ① 配電盤、コンセント等の電気設備を点検調査し、良好な状態を維持するとともに、故障時については適切に対処する。
- ② 電気事業法に基づく自家用電気工作物保安管理に伴う定期点検を実施する。

(7) 安全管理

- ① 必要に応じて園内のパトロールを実施し、犬の放し飼い、その他危険・迷惑行為の注意指導を行うとともに、利用者の安全確保に努める。
- ② 園内で遺失物・拾得物を発見した場合は、適正に保管又は処理を行う。

(8) その他

- ① 前記に記載のない施設や設備(管理許可・占用許可物件を除く)についても、関係仕様書や基準書又は長岡市の指示に基づき、適切な保守点検、維持管理業務を行う。

B 植栽物の管理業務

1 留意事項

- (1) 各植栽地の管理にあたっては、来園者の公園利用と安全性を確保しながら、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈り込み、草取り、草刈り、添木支柱撤去・取替え、花壇管理、芝生管理など、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施する。
- (2) 枯損木や枯枝は、危険防止のために早期発見に努め、適切に除去し処理する。
- (3) 発生した枝葉は、一定の場所に集積しリサイクルを行うなど環境に配慮した処理を行う。

- (4) すべての作業において、危険防止のために作業範囲をバリケード等で囲い、作業中であることを表示し利用者の安全に配慮する。

2 管理の水準

(1) 芝生管理

- ① 刈り残しやムラがないよう均一に刈込み、除草を行う際には芝生を傷めないよう丁寧に抜き取りを行う。
- ② 必要に応じて、刈り芝を所定の場所に集積し適正に処分する。
- ③ 必要に応じて、目土かけやブラッシング、エアレーション、補植等を適切に行う。

(2) 植込地及び草地管理

- ① 除草清掃
 - ア 除草跡はきれいに掃除する。
- ② 草取り
 - ア 雑草は根ごと除去し、草取り跡はきれいに掃除する。
- ③ 草刈り
 - ア 雑草は均一に刈り払い、ツル性雑草は根ごと除去する。草刈り跡はきれいに掃除する。
 - イ 必要に応じて、刈り草を一定の場所に集積し適正に処分する。

(3) 樹木管理

- ① 樹木剪定
 - ア 基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期及び方法で計画的に行う。
 - イ 公園樹木の剪定は通常自由形仕立てとし、原則としてぶつ切り剪定は行わない。
 - ウ 花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意する。
- ② 生垣手入れ
 - ア 樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。
- ③ 株物刈込み
 - ア 密生個所を刈り透かし、刈り地原形を考慮しながら適切に刈り込みを行う。
- ④ 施肥
 - ア 施肥を行う際は、樹木特性や施肥の種類(寒肥、追肥等)を考慮し、最も効果的な方法で行う。
- ⑤ 病虫害防除
 - ア 病虫害発生の早期発見に努め、薬剤を使用しない方法(剪定防除・捕殺等)を優

先とし、やむを得ない場合に限り薬剤防除を行う。

イ 薬剤防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規や薬剤メーカーの使用安全基準を順守するとともに、使用量を最小限にとどめて行う。

ウ 散布に際しては、公園利用者に事前周知を図りながら、健康被害の防止に十分配慮する。

⑥ 枯損木撤去

ア 枯損木は、原則として地上部のみを伐採撤去し適正な処分を行う。

イ 支障樹木は、原則として移植により対処する。

ウ 生育不良樹木等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考えあわせ、真にやむを得ない場合に限り市と協議のうえ伐採を行う。

また、伐採をする場合には、危険を回避するため、必要により来園者に事前周知を図る。

⑦ その他

ア 不用になった添木及び支柱は、速やかに撤去し適正な処分を行う。

イ 樹木管理作業を再委託する場合についても、本管理基準を適用する。

ウ 剪定した枝等は、できる限りチップ処理を行い、園内の敷材として再利用する。

(担当：都市整備部都市施設整備課)